

藤沢市職員定数条例の一部改正について

1 藤沢市職員定数条例の制定・これまでの改正状況

本市では、昭和24年に「藤沢市職員定数条例」(以下、「条例」という。)を制定・施行して以降、「各年度の職員定数」の増減に合わせ、条例第2条に定める職員の定数(別表)、いわゆる「条例定数」を改正してまいりました。

平成13年には、「条例定数(3,533人)」を職員定数全体の上限数と定め、その枠内で、「各年度の職員定数」を決定し、法や制度改正、新たな行政需要に迅速に対応することとしました。

しかしながら、平成29年には、雇用と年金の接続に伴う再任用フルタイム勤務職員の増加や新たな行政需要へ対応することにより、今後の「各年度の職員定数」が上限数である「条例定数(3,533人)」を超えることが想定されたため、所要の改正を行いました。

「各年度の職員定数」

区分		平成26年度 定数	平成27年度 定数	平成28年度 定数	平成29年度 定数	平成30年度 定数 (予定)
市長部局の職員	一般職員	1,840人	1,862人	1,976人	1,989人	2,003人
	市民病院職員	773人	775人	785人	797人	808人
議会事務局職員		14人	14人	14人	14人	14人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		298人	299人	222人	221人	223人
選挙管理委員会事務局職員		8人	9人	9人	9人	9人
監査委員事務局職員		9人	9人	9人	9人	9人
農業委員会事務局職員		6人	6人	6人	6人	6人
消防職員		414人	414人	438人	442人	442人
合計		3,362人	3,388人	3,459人	3,487人	3,514人
(対前年度増減)		39人	26人	71人	28人	27人

2 改正内容について

(1) 昨年度の主な改正内容

ア 次の内容で、条例第2条に定める定数(別表)を増やしました。

平成28年度職員定数(3,459人) + 再任用短時間勤務職員115人
(フルタイム勤務換算57人分) + 行政需要の増加(28人) = 3,544人

※行政需要の増加(28人)の算出式

平成29年度職員定数 3,487人 - 平成28年度職員定数 3,459人 = 28人

イ 平成34年度以降に新たに再任用となる職員は、原則5年間フルタイム勤務職員となるため、再任用短時間勤務職員115人(フルタイム勤務換算57人分)を「条例定数」に加えました。

この57人分については、平成34年度以降にその時点での再任用フルタイム勤務職員の状況を踏まえ、改めて整理するまでの間は、「各年度の職員定数」の増減とは別要素として取り扱うものです。

(2) 今回の改正内容 3,544人→3,571人(27人増)

「平成30年度の職員定数」の増減に合わせ、条例第2条に定める定数(別表)を改正するものです。

現行の条例定数(3,544人) + 行政需要の増加(27人) = 3,571人

※行政需要の増加(27人)の算出式

平成30年度職員定数(予定) 3,514人 - 平成29年度職員定数 3,487人
= 27人

《行政需要の増加(27人)の主な内容》

東京オリンピック・パラリンピック開催準備業務の充実、福祉総合相談及び在宅医療・介護連携業務の充実、北部区画整理事業の補償・工事業務の増加への対応、診療体制等の充実(市民病院)、学校給食業務における執行体制の充実(教育委員会)

なお、改正後の「条例定数」と「平成30年度の職員定数」の差異は、「(1)昨年度の主な改正内容のイ」に記載の再任用短時間勤務職員115人(フルタイム勤務換算57人分)です。

区分		現行の 定数 A	業務増 への対応 B	見直し による減 C	増減数 D (B+C)	改正 定数 E (A+D)
市長部局の職員	一般職員	2,038人	28人	△14人	14人	2,052人
	市民病院職員	797人	13人	△2人	11人	808人
議会事務局職員		14人	0人	0人	0人	14人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		228人	4人	△2人	2人	230人
選挙管理委員会事務局職員		9人	0人	0人	0人	9人
監査委員事務局職員		9人	0人	0人	0人	9人
農業委員会事務局職員		6人	0人	0人	0人	6人
消防職員		443人	0人	0人	0人	443人
合計		3,544人	45人	△18人	27人	3,571人

3 今後の条例改正の考え方

今後については、今年度改訂した「藤沢市定員管理基本方針2020」の考え方と「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」という自治体運営の基本原則に則り、常に簡素で効率的、効果的な職員配置、行政組織の構築を目指す中で、「各年度の職員定数」の増減を踏まえ、条例第2条に定める職員の定数を改正します。

以 上